

龍ヶ崎市クーリングシェルター募集要項



(趣旨)

- 1 熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法※が改正され、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）※を市町村長が指定できるようになりました。

龍ヶ崎市（以下「市」という。）では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設（本庁舎、保健センター、ニューライフアリーナ龍ヶ崎、コミュニティセンター13地区）の他、民間施設におけるクーリングシェルターの指定を進めています。

については、クーリングシェルターを運用し、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※ 気候変動適応法 地球温暖化等の気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※ クーリングシェルター（指定暑熱避難施設） 冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート※発表時等に不特定多数の者へ開放される施設

※ 熱中症特別警戒アラート 熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報（暑さ指数：35）

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民の休憩場所として主に次の内容を実施します。

- (1) 熱中症特別警戒アラートが発表された場合において、営業時間の範囲内で暑さをしのぐ休憩場所の開放
- (2) 熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合において、可能な限り営業時間の範囲内で暑さをしのぐ休憩場所の開放
- (3) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ステッカーの掲示
- (4) クーリングシェルターの場所の案内
- (5) 休憩用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので可）
- (6) 空調の適切な管理

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設であって、次の条件を満たすものとします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 3人以上の利用者が休憩できる椅子、ソファ等を有する施設

(運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間※（4月の第4水曜



日～10月の第4水曜日)とします。

なお、施設をクーリングシェルターとして運用する日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※ 熱中症警戒アラート運用期間 全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

(募集期間)

5 募集期間は、令和6年7月1日(月)から9月30日(月)までとなります。なお、募集期間終了後も応募は随時受け付けます。

(応募方法)

6 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、龍ヶ崎市健康スポーツ部健康増進課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

(1) 令和6年7月～9月 市と施設の管理者で協定内容の協議

(2) 協定内容の協議後 協定の締結

(3) 協定締結後 クーリングシェルターの施設情報の公表(市及び県のホームページ等)
クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

8 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次のとおり物資の配布及び情報の提供を行います。

(1) クーリングシェルター案内ステッカーの配布

(2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

(3) 熱中症特別警戒アラート発表時の情報提供

(補則)

9 公序良俗に反する場合、取組の趣旨に適さない場合等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合せ先 〒301-0004 龍ヶ崎市馴馬町2855番地
龍ヶ崎市健康スポーツ部健康増進課
TEL 0297-64-1039 (直通)
ファクス 0297-64-5027
電子メール kenko@city.ryugsaki.lg.jp